

議 第 三 号

仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十七年六月十六日

提 出 者

議 員

議員	菅	加	佐	橋	鎌	花	石	小	加	跡	佐	ふ	相	及
	原	藤	藤	本	田	木	川	野	藤	部	藤	る	沢	川
	健	和	わ	啓	城	則	建	淳	けん		和	和	和	英
		彦	か	一	行	彰	治	一	いち	薫	子	子	紀	樹

仙台市議会議長
西澤 啓文 様

仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例

わたしたちは、安全で安心して暮らせる街づくりの一環として、歩行喫煙による事故の発生を防ぐため、歩行禁煙モデルストリートを設定し、歩行喫煙の防止に取り組んできた。

これまでの取組により歩行喫煙は減少したが、いまだ解消には至っておらず、歩行喫煙による事故の危険性がなくなったわけではない。

歩行喫煙の解消を実現するためには、わたしたち一人一人が歩行喫煙の危険性を改めて認識するとともに、市、市民等及び事業者が連携して、歩行喫煙の防止の徹底に努めなければならない。

わたしたちは、歩行喫煙の防止の重要性をより強く認識するとともに、たばこを吸う人と吸わない人がともに、誰もが安心して暮らせる街を実現することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、たばこの火の危険性に鑑み、歩行喫煙等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 歩行喫煙等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 道路等において歩行中（自転車等による走行中を含む。）に喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為（以下「歩行喫煙」という。）

ロ イに掲げるもののほか、道路等において喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為のうち、周囲の状況によって、たばこの火により、他人の身体又は財産に被害を与えるおそれのある行為

二 自転車等 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車、同法第十一号の二に規定する自転車並びに同法第三条に規定する大型自動車二輪車及び普通自動車二輪車をいう。

三 道路等 道路、公園その他の屋外の公共の場所をいう。

四 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

五 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、歩行喫煙等を防止するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民等の責務)

第四条 市民等は、本市の区域内において、歩行喫煙等をしないように努めなければならない。

2 市民等は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(連携)

第六条 市、市民等及び事業者は、第一条の目的を達成するため、歩行喫煙等の防止に関し、相互に連携して取り組むものとする。

(重点区域)

第七条 市長は、歩行喫煙による被害が特に発生するおそれがあり、歩行喫煙の防止に重点的

に取り組み必要がある区域を、歩行喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係団体の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

3 市長は、第一項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（重点区域の指定の変更及び解除）

第八条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、重点区域の指定の変更及び解除について準用する。

（重点区域における歩行喫煙の制限）

第九条 市民等は、重点区域においては、歩行喫煙をしてはならない。

（委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

理 由

市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって生活環境の向上に資することを目的として、歩行喫煙等の防止に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。